

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、  
次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	高松市自治推進審議会 第1回会議
開催日時	平成22年2月15日(月)13時～13時20分
開催場所	サンポートホール高松 6階 62会議室
議 題	(1) 会長・副会長の選任について (2) 高松市自治推進審議会条例について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	井原会長，大西副会長，河田委員，時岡委員，中橋委員，野田委員，元山委員，本多委員
傍 聴 者	0人
担当課および 連絡先	企画課 839-2135

### 審議経過および審議結果

次のとおり会議を開催し、下記の結果となった。

- (1) 会長および副会長の選任について  
高松市自治推進審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により  
会長および副会長が選任された。  
会長 井原委員  
副会長 大西委員
- (2) 高松市自治推進審議会条例について  
事務局から説明

#### <事務局>

高松市自治推進審議会条例について、お手元の資料を御覧ください。第1条ですが、自治基本条例の第36条の規定に基づいて高松市自治推進審議会を置くとしています。この審議会の所掌事項は、第2条で定められており、「審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、または市長の諮問に応じてこれらの事項について答申する。」となっています。第2条第1号で、条例の基本原則に基づく自治運営の状況の把握およびその検証に関する事、第2号で、条例の見直しに関する事、第3号で、前2号に掲げるもののほか、自治の推進に関する事としています。

審議会の組織としては、第3条で10人以内で組織するとしています。

第4条の任期についてですが、委員の任期は2年としています。これには、附則があり、この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする、ということで、お手元の委嘱状についても、平成24年3月31日までとさせていただきます。

1ページに戻り、第5条は、会長および副会長の選任についてです。2ページの第6条の会議ですが、審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となることとしています。第2項として、審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないとしています。第3項で、審議会の議事です

## 審議経過および審議結果

が、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる、としています。第5項として、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができるとしています。

庶務についてですが、第7条で、庶務は、市民政策部において行うことを定めています。最後に第8条で委任規定として、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとしています。

なお、この審議会は、自治基本条例施行後の自治運営状況の把握、検証をするということであるので、今後、年1～2回程度、進捗状況を見ながら、会議を開催させていただきたいと思えます。

また、4年を超えない期間で条例の制定と見直しについても御審議をいただきたいと思えます。本市の自治の推進に努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。

続いて高松市自治基本条例についてですが、お手元にパンフレットを用意させていただいているので、御覧ください。

まず、表紙に、「市民主体のまちづくり 高松市自治基本条例」ということで、1枚目には高松市の空撮と、「心豊かな文化のかおりあふれる市民主体のまちづくり」ということで言葉を入れています。この言葉については、2ページの前文の最後から2行目の、条例の制定目的を書いています。この前文については、昭和55年に制定した「高松市民のねがい」に掲げられたまちづくりを一層推進していくということで、市民のねがいについても触れさせていただいています。

4ページでは、条例のポイントとして、自治の基本原則として3原則、5ページでは、自治の担い手である市民、議会、行政の役割と責務をイラストで分かりやすく説明しています。6ページでは、地域コミュニティ協議会、これがこの条例の大きな柱であり、この地域コミュニティ協議会が地域を代表する中心的な組織として、市民主体のまちづくりを推進する上で、市と協働してまちづくりを進めていく主体的な役割を担うものとしています。

8ページからは条例の中身であり、8ページで構造を説明しています。9ページからは各条文の中身と、下側に条例の全文があります。

行政の関係は15ページから行政運営の項目として11項目あり、そのうち、主なものについて、イラスト等を交えて説明しています。

一番最後の裏表紙ですが、条例の制定経過として、市民フォーラム、市民委員会、制定委員会、意見交換会等制定に至るまでの経緯等について掲げています。

以上です。よろしくお願ひします。

<会長>

ただ今、高松市自治推進審議会条例ならびに、高松市自治基本条例について、ポイントを御説明いただきました。改めて、本審議会の重要さを認識しましたので、高松市に貢献するためにも、役割を果たしてまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

本来であれば、審議会運営について、また、条例そのものについて御意見を頂戴したり、あるいは意見交換をするべきところですが、先ほどの御案内にあったように、13時半から条例制定フォーラムがあるため、ここで会議を終了させていただきたいと思えます。恐らく皆様それぞれ、審議会の運営について、あるいは条例の運びについて、いろいろ御意見もあろうと思えますが、それについては事務局に御意見をお寄せいただき、今後の審議会の運営に生かしていきたいと思えます。御意見等があれば、お手元の資料の一番最後に条例担当というところがあるので、そちらへ御意見等をお寄せください。私も事務局からそれを頂戴して今後に生かしてまいりたいと思えます。

## 審議経過および審議結果

それでは、本日の審議会はこれをもって終了します。

この後、13時30分から高松市自治基本条例制定フォーラムが開催されるので、是非それにも参加いただき、今後の運営に生かしたいと思っているので、併せてよろしくお願いします。